

内閣総理大臣 高市 早苗 様
防衛大臣 小泉 進次郎 様

自衛官等及び陸自高等工科学学校募集目的のための
自治体への名簿提供要請・住基台帳閲覧請求、戸別訪問の中止を
求める要請書

自衛官等の募集のために、国・自衛隊が自治体に対し、本人の同意なしに募集対象者情報（18歳、22歳に達する若者の個人4情報、氏名・住所・生年月日・性別）の提供を求め、入手した情報を利用して募集を行う行為は、憲法13条に基づくプライバシー権を侵害します。個人情報保護法ならびに住民基本台帳法は、個人情報の外部提供を原則禁止しており、自衛隊法97条と同施行令120条は個人情報の提供を求める根拠になりません。

2006年に住基法が改正され、それまで住民基本台帳の閲覧がだれでも可能であったことを改め、閲覧は原則禁止となりました。これはプライバシー権の重要性が広く認識されるようになってきた時代の変化を反映したものです。従って住基台帳の閲覧を許可するのはあくまで例外であり、その目的において極めて高い公共性が求められると同時に、閲覧の必要性に対する説明義務も求められます。この立場に立てば、国・自衛隊が自衛官等及び陸自高等工科学学校の募集のために、地方自治体に対し住基台帳の閲覧を請求する行為は、住基法11条の「法令で定める事務の遂行のために必要である場合」に該当しません。国・自衛隊の閲覧請求自体が違法と言わざるを得ません。

また、自衛隊は自衛官等の募集のために、高校3年生宅への戸別訪問活動を各地で行っています。職業安定法では新規学校卒業者に対する求人者の戸別訪問を禁止しています。職安法は自衛隊には適用されませんが、1982年に労働省・文部省（当時）は自衛隊に対してもこのルールを守るよう申し入れを行っています。自衛隊は新卒生徒を教育的に保護するこのルールを守るべきです。

今日の自衛隊は、集団的自衛権の行使容認、安保3文書改定による敵基地攻撃能力の保有によって大きく変質しています。自衛官には「自らの命を賭けて相手をせん滅（殺傷）する」という武力行使への服従義務（賭命義務）があります。このような自衛隊への勧誘活動にさらされている若者の人権が著しく侵害されています。よって以下のことを要請します。

- 1、自治体への、自衛官等及び陸自高等工科学学校募集目的のための名簿提供要請並びに住基台帳の閲覧請求を中止すること。
- 2、自衛官等及び陸自高等工科学学校募集目的のための戸別訪問を中止すること。自衛隊も企業・他の公務部門の採用ルールに従うこと。

氏名	住所

【署名集約先】 〒105-0014 東京都港区芝1-4-9 日本平和委員会 TEL03-3451-6377

【呼びかけ団体】日本平和委員会 【取り扱い団体】 []